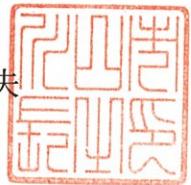


川国保発第292号
令和5年12月27日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年9月29日執行の保健部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（国民健康保険課）

国民健康保険課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

ご指摘をいただいた件について、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の第4条には、「日額報酬にあっては当月分を翌月の21日までに支給する」とありますが、令和5年11月9日に開催した令和5年度第2回川口市国民健康保険運営協議会の日額報酬の支給について、出席した委員が指定する口座に令和5年12月7日に振込をいたしました。今後とも適正に事務を執行して参ります。

